

第87期決算公告

平成20年6月30日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
 株式会社 **仙台銀行**
 代表取締役頭取 三井精一

貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	18,625	預金	699,910
現金	17,551	当座預金	11,679
預け	1,074	普通預金	320,609
コ ー ル	27,300	貯蓄預金	11,500
買入金	36	通知預金	380
有価証券	204,013	定期預金	343,027
国債	64,908	定期積金	6,749
地方債	6,967	その他の預金	5,963
地債	79,869	譲渡性預金	12,890
社債	11,567	借入金	8,466
その他の証券	40,699	借入金	8,466
貸出金	481,384	外国為替	0
割引手形	4,256	未払外国為替	0
引当手形	20,816	その他の負債	3,435
証券貸付	420,329	未払法人税等	677
当座貸越	35,982	未払費用	1,535
外国為替	260	前受収益	302
外国店預け	260	従業員預り金	222
その他の資産	5,021	給付補てん備	6
前払費用	44	金融派生商品	347
未収収益	2,102	その他の負債	343
金融派生商品	886	賞与引当金	114
その他の資産	1,988	退職給付引当金	278
有形固定資産	9,660	役員退職慰労引当金	122
建物	2,664	睡眠預金払出損失引当金	55
土地	6,295	偶発損失引当金	47
建設仮勘定	66	再評価に係る繰延税金負債	1,327
その他の有形固定資産	633	支払承諾	2,805
無形固定資産	205	負債の部合計	729,453
ソフトウェア	146	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	58	資本剰余金	7,485
繰延税金資産	3,961	資本準備金	5,875
支払承諾	2,805	利益剰余金	5,875
貸倒引当金	△ 5,517	利益準備金	5,888
		その他利益剰余金	1,609
		退職給与積立金	4,278
		別途積立金	25
		繰越利益剰余金	6,031
		自己株式	△ 1,779
		株主資本合計	△ 58
		その他有価証券評価差額金	19,190
		繰延ヘッジ損益	△ 2,449
		土地再評価差額金	△ 26
		評価・換算差額等合計	1,589
		純資産の部合計	△ 886
資産の部合計	747,756	負債及び純資産の部合計	747,756

注 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		20,107
資金運用収益	16,337	
貸出金利息	12,190	
有価証券利息配当金	3,574	
コールローン利息	277	
預け金利息	150	
その他の受入利息	144	
役務取引等収益	2,409	
受入為替手数料	955	
その他の役務収益	1,453	
その他業務収益	197	
外国為替売買益	5	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	132	
国債等債券償還益	58	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	1,163	
株式等売却益	886	
その他の経常収益	277	
経常費用		21,343
資金調達費用	3,058	
預金利息	2,008	
譲渡性預金利息	78	
コールマネー利息	0	
借入金利息	307	
金利スワップ支払利息	80	
その他の支払利息	583	
役務取引等費用	1,580	
支払為替手数料	167	
その他の役務費用	1,412	
その他業務費用	3,235	
国債等債券償還損	13	
国債等債券償却	2,799	
金融派生商品費用	413	
その他の業務費用	8	
営業経費	11,539	
その他経常費用	1,930	
貸倒引当金繰入額	1,311	
貸出金償却	219	
株式等売却損	1	
株式等償却	258	
その他の経常費用	138	
経常損失		1,236
特別利益		35
固定資産処分益	1	
償却債権取立益	33	
特別損失		326
固定資産処分損失	51	
減損損失	25	
その他の特別損失	249	
税引前当期純損失		1,527
法人税、住民税及び事業税		817
法人税等調整額		△ 321
当期純損失		2,023

注 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
動 産	2年～20年

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,200百万円であります。（追加情報）破綻懸念先の債権については、従来、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて貸倒引当金を計上していましたが、急速な貸倒実績率の低下により算定基礎としての合理性が低下したことから、当期から、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権については、個々の債権ごとに残存期間を算定し残存期間に対応する予想損失額を引当てております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は653百万円増加し、経常損失及び税引前当期純損失は同額増加しております。

- (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理（会計基準変更時差異の償却期間）
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。
（会計方針の変更）
従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）の公表を契機として、役員に対する退職慰労金の支給見込額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るため、当期より役員退職慰労引当金を計上しております。
これにより、従来の方法に比べ、営業経費は47百万円減少、経常損失は47百万円減少し、特別損失は170百万円増加、税引前当期純損失は122百万円増加しております。
- (5) 睡眠預金払出損失引当金
睡眠預金払出損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払出損失に備えるため、過去の払出実績に基づく将来の払出損失見込額を引当てしております。
（会計方針の変更）
利益計上した睡眠預金の預金者への払出損失は、従来払出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が公表されたことを契機として、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当期より払出損失見込額を引当計上しております。
これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は23百万円減少、経常損失は23百万円減少し、特別損失は78百万円増加、税引前当期純損失は55百万円増加しております。
- (6) 偶発損失引当金
信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。
（追加情報）
平成19年10月1日より信用保証協会保証付の新規融資を対象に責任共有制度が導入されたことに伴い、当期より信用保証協会に対する負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。
これにより、その他経常費用は47百万円増加し、経常損失及び税引前当期純損失は同額増加しております。
7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に

見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権額は2,199百万円、延滞債権額は21,898百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は189百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,127百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,414百万円であります。なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,256百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券46,623百万円、現金預け金21百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち敷金保証金は396百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は121,801百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が121,801百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,437百万円
9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,702百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 342百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は、1,450百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 2,417円28銭
13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
14. 関係会社に対する金銭債権総額 5,251百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額 197百万円
16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 8.95%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 171百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 6百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 11百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 531百万円 |
2. その他の特別損失は、役員退職慰労引当金繰入額170百万円及び睡眠預金払出損失引当金繰入額78百万円であります。
3. 当事業年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。
- | | |
|-------|--------|
| 地 域 | 宮城県大崎市 |
| 用 途 | 営業用店舗 |
| 種 類 | 建物・その他 |
| 減損損失額 | 25百万円 |
- 上記の資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。
- 資産のグルーピング単位は、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位。共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っております。
- なお、回収可能価額の算定は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。
4. 1株当たり当期純損失金額 267円13銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	3,144	3,175	31	31	—
社 債	—	—	—	—	—
そ の 他	32,061	29,766	△ 2,295	890	3,186
合 計	35,205	32,941	△ 2,263	922	3,186

- (注) 1. 時価は、当期末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）
該当ございません。

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
株 式	11,542	11,081	△ 460	1,091	1,551
債 券	147,944	147,152	△ 792	560	1,353
国 債	65,886	64,908	△ 978	275	1,253
地 方 債	3,796	3,823	27	28	1
社 債	78,262	78,419	157	256	98
そ の 他	9,834	8,638	△ 1,196	29	1,225
合 計	169,321	166,872	△ 2,449	1,681	4,130

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当期における減損処理額は、3,039百万円（うち、株式240百万円、その他の証券2,799百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断する為の基準は、当期末日における時価が取得時価と比べて50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
該当ございません。

6. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
そ の 他 有 価 証 券	11,414	1,019	1

7. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	1,450
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	54
その他有価証券 非上場株式	431

8. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	50,699	58,973	34,818	41,860
国債	6,015	18,284	23,562	17,046
地方債	1,906	5,061	—	—
社債	42,778	34,627	2,463	—
その他	—	1,000	8,792	24,813
その他	153	4,167	680	—
合計	50,852	63,140	35,499	41,860

(金銭の信託関係)
該当ございません。

(税効果会計関係)
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,493百万円
退職給付引当金	113
減損損失及び減価償却額超過額	161
有価証券償却	1,383
その他有価証券評価差額金	995
その他	410
繰延税金資産小計	6,557
評価性引当額	△ 2,595
繰延税金資産合計	3,961
繰延税金負債	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	3,961百万円

(関連当事者との取引)
役員及び個人主要株主等

(単位：百万円、%)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	三井環境株式会社	宮城県仙台市宮城野区	10百万円	産業廃棄物収集・運搬・解体工事業	— (—)	—	金銭貸借関係	資金の貸付	10百万円	手形貸付	10百万円
								貸付金の返済	0百万円	証書貸付	
	当座貸越	極度額 20百万円	当座貸越	19百万円							
	利息の受取	0百万円									
株式会社フロムファースト	宮城県仙台市泉区	10百万円	建築工事業	(被所有) 直接0.0%	—	金銭貸借関係	貸付金の返済	3百万円	証書貸付	6百万円	
							当座貸越	極度額 20百万円	当座貸越	10百万円	
							利息の受取	0百万円			

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。
2. 当行役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

第87期決算公告

平成20年6月30日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
 株式会社 **仙台銀行**
 代表取締役頭取 三井精一

連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	18,625	預渡性預金	699,732
コールローン及び買入手形	27,300	借入金	12,890
買入金銭債権	36	外国為替	8,466
有価証券	203,959	その他負債	0
貸出金	478,339	賞与引当金	3,594
外国為替	260	退職給付引当金	118
その他の資産	4,873	役員退職慰労引当金	278
有形固定資産	12,196	利息返還損失引当金	122
建物	3,153	睡眠預金払出損失引当金	22
土地	8,331	偶発損失引当金	55
建設仮勘定	66	再評価に係る繰延税金負債	47
その他の有形固定資産	643	支払承諾	1,899
無形固定資産	209	負債の部合計	730,032
ソフトウェア	150	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	58	資本金	7,485
繰延税金資産	4,568	資本剰余金	5,875
支払承諾見返	2,805	利益剰余金	4,249
貸倒引当金	△ 5,674	自己株式	△ 58
		株主資本合計	17,551
		その他有価証券評価差額金	△ 2,449
		繰延ヘッジ損益	△ 26
		土地再評価差額金	2,390
		評価・換算差額等合計	△ 85
		純資産の部合計	17,466
資産の部合計	747,499	負債及び純資産の部合計	747,499

注 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		20,253
資金運用収益	16,428	
貸出金利息	12,281	
有価証券利息配当金	3,574	
コールローン利息及び買入手形利息	277	
預け金利息	150	
その他の受入利息	144	
役務取引等収益	2,466	
その他業務収益	197	
その他経常収益	1,161	
経常費用		21,400
資金調達費用	3,058	
預金利息	2,007	
譲渡性預金利息	78	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	308	
その他の支払利息	663	
役務取引等費用	1,605	
その他業務費用	3,235	
営業経費	11,440	
その他経常費用	2,060	
貸倒引当金繰入額	1,386	
その他の経常費用	673	
経常損失		1,146
特別利益		102
固定資産処分益	68	
償却債権取立益	33	
その他の特別利益	0	
特別損失		335
固定資産処分損失	60	
減損損失	25	
その他の特別損失	249	
税金等調整前当期純損失		1,379
法人税、住民税及び事業税		827
法人税等調整額		△ 170
少数株主損失		12
当期純損失		2,024

注 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等 2社
会社名 仙銀ビジネス株式会社
仙銀カード株式会社
- ②非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。
- ②持分法適用の関連法人等
該当ございません。
- ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。
- ④持分法非適用の関連法人等
該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、
その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価額等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行並びに連結される子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

動 産 2年～20年

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,200百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

（追加情報）

破綻懸念先の債権については、従来、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて貸倒引当金を計上してはいたしましたが、急速な貸倒実績率の低下により算定基礎としての合理性が低下したことから、当連結会計年度から、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権については、個々の債権ごとに残存期間を算定し残存期間に対応する予想損失額を引当てております。

これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は653百万円増加し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は同額増加しております。

- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異(2,385百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
(会計方針の変更)
従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機として、役員に対する退職慰労金の支給見込額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るため、当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。
これにより、従来の方法に比べ、営業経費は47百万円減少、経常損失は47百万円減少し、特別損失は170百万円増加、税金等調整前当期純損失は122百万円増加しております。
- (9) 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、連結される子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。
- (10) 睡眠預金払出損失引当金の計上基準
睡眠預金払出損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払出損失に備えるため、過去の払出実績に基づく将来の払出損失見込額を引当てております。
(会計方針の変更)
利益計上した睡眠預金の預金者への払出損失は、従来払出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを契機として、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当連結会計年度より払出損失見込額を引当計上しております。
これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は23百万円減少、経常損失は23百万円減少し、特別損失は78百万円増加、税金等調整前当期純損失は55百万円増加しております。
- (11) 偶発損失引当金の計上基準
信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。
(追加情報)
平成19年10月1日より信用保証協会保証付の新規融資を対象に責任共有制度が導入されたことに伴い、当連結会計年度より信用保証協会に対する負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。
これにより、その他経常費用は47百万円増加し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は同額増加しております。
- (12) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
なお、連結される子会社の外貨建資産・負債はございません。
- (13) リース取引の処理方法
当行並びに連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
① 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息

に加減して処理しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社はヘッジ会計を適用しておりません。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで、「その他負債」に含めて表示しておりました「利息返還損失引当金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度における「利息返還損失引当金」の金額は5百万円であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は2,199百万円、延滞債権額は22,014百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は189百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,176百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,580百万円であります。なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,256百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券46,623百万円、現金預け金21百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち敷金保証金は215百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は126,580百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が120,490百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- | | |
|--|-----------|
| 8. 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,482百万円 |
| 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 343百万円 |
| 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は、1,450百万円であります。 | |
| 11. 1株当たりの純資産額 | 2,306円74銭 |
| 12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) | 8.57% |

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却238百万円、株式等償却258百万円及び債権売却損失32百万円を含んでおります。

2. 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	宮城県大崎市
用 途	営業用店舗
種 類	建物・その他
減損損失額	25百万円

上記の資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピング単位は、当行及び銀行業務を行う子会社については当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位。共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っており、それ以外の子会社については個社別にグルーピングを行っております。

なお、回収可能価額の算定は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

3. その他の特別損失は、役員退職慰労引当金繰入額170百万円及び睡眠預金払出損失引当金繰入額78百万円であります。
4. 1株当たり当期純損失金額 267円26銭